

県庁舎ほか13地区合同庁舎ばい煙量等測定業務仕様書

1 適用

本仕様書は、県庁舎ほか13地区合同庁舎ばい煙量等測定業務に適用する。

2 業務の実施場所

【別表1】「業務対象庁舎」による。

3 業務の対象機器

【別表2】「ばい煙発生施設一覧」による。

4 測定項目及び測定時期

【別表3】「ばい煙量測定項目と実施時期」による。

- ・測定は、複数台を交互運転している機器については、原則1日1基とする。
- ・測定日については、直接管理者と打合せを行う。
- ・測定開始時及び終了時には、庁舎管理者にその旨申し出る。

5 測定方法等

(1) ばいじん濃度

大気汚染防止法施行規則第15条第1項第3号、別表第3の備考に掲げる測定法による。

(2) 窒素酸化物濃度

大気汚染防止法施行規則第15条第1項第4号、別表第3の2の備考に掲げる測定法による。

(3) 硫黄酸化物の量及び硫黄酸化物濃度についての計算値

庁舎管理者が提示する燃料成分表および使用量により計算する。

6 測定結果報告書の提出

下記項目を記載した報告書及びばい煙発生量等記録表を、県庁舎については1部を管財課に、県庁舎以外の庁舎については2部作成し、1部を管財課に、1部を庁舎管理担当者にそれぞれ提出する。併せて、上記の電子データについて、CD-R等に保存して1部を管財課に提出する。

- (1) 測定年月日、測定場所及び測定時刻（開始時刻～終了時刻）
- (2) 測定者及び測定箇所
- (3) ばい煙発生施設の使用状況および燃料使用量
- (4) 使用燃料の種類、灰分および硫黄分

- (5) 排出ガス量
- (6) ばいじん濃度
- (7) 排出ガス流速及び排出ガス温度
- (8) 窒素酸化物の濃度
- (9) 硫黄酸化物の量及び硫黄酸化物濃度についての計算値（計算式）

7 報告書の提出期限

夏季測定の報告書は令和8年9月30日、冬季測定の報告書は令和9年3月19日とする。

8 作業計画書

受注者は、業務計画書を作成し、作業実施前に管財課及び庁舎管理者に提出すること。

なお、作業計画書には次の内容を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 実施工程表
- ③ 業務体制及び組織表
- ④ 安全管理
- ⑤ 使用機材等（校正が必要な機材については校正証明書を添付）
- ⑥ 業務内容及び手順
- ⑦ 緊急時の体制及び対応
- ⑧ その他（交通管理（敷地内走行速度、過積載防止、車両点検、道路交通法の遵守等））
- ⑨ 作業員名簿（資格等）

【別表1】 <業 務 対 象 庁 舎>

	庁 舎 名	住 所	庁舎管理担当部所	電話番号
1	県庁舎	盛岡市内丸10-1	総務部 管財課	019-629-5120
2	盛岡地区合同庁舎	盛岡市内丸11-1	盛岡広域振興局 経営企画部 総務課	019-629-6517
3	花巻地区合同庁舎	花巻市花城町1-41	県南広域振興局 総務部 花巻総務センター 総務課	0198-22-4911
4	北上地区合同庁舎	北上市芳町2-8	県南広域振興局 土木部 北上土木センター 管理課	0197-65-2738
5	奥州地区合同庁舎	奥州市水沢大手町1-2	県南広域振興局 総務部 総務課	0197-22-2811
6	〃 分庁舎	奥州市水沢大手町5-5		
7	一関地区合同庁舎	一関市竹山町7-5	県南広域振興局 総務部 一関総務センター 総務課	0191-26-1411
8	一関地区合同庁舎 千厩分庁舎	一関市千厩町千厩字北方85-2	県南広域振興局 土木部 千厩土木センター 管理課	0191-52-4971
9	大船渡地区合同庁舎	大船渡市猪川町字前田6-1	沿岸広域振興局 経営企画部 大船渡地域振興センター 総務課	0192-27-9931
10	遠野地区合同庁舎	遠野市六日町1-22	県南広域振興局 土木部 遠野土木センター 管理課	0198-62-9938
11	釜石地区合同庁舎	釜石市新町6-50	沿岸広域振興局 経営企画部 総務課	0193-25-2717
12	宮古地区合同庁舎	宮古市五月町1-20	沿岸広域振興局 経営企画部 宮古地域振興センター 総務課	0193-64-2211
13	久慈地区合同庁舎	久慈市八日町1-1	県北広域振興局 経営企画部 総務課	0194-53-4981
14	二戸地区合同庁舎	二戸市石切所字荷渡6番地3	県北広域振興局 経営企画部 二戸地域振興センター 総務課	0195-23-9201

【別表2】<ばい煙発生施設一覧>

庁舎名	ばい煙発生施設	伝熱面積	バーナの燃料の燃焼能力		台数	排出ガス量		排出ガス温度	施設使用開始年月日	煙導寸法	煙突寸法	ばいじん濃度	硫黄酸化物	窒素酸化物
		[㎡]	[L/h]		[基]	[Nm ³ /h]		[°C]		[m]	[m]	[mg/Nm ³]	[ppm]	[ppm]
			最大	(通常)		最大	(通常)					最大	最大	最大
県庁舎	冷温水発生機 (三菱重工)	38	338.6	(203.2)	2	3,857	(2,314)	350	H8.10.1	0.93×1.4	1.0×1.5×60.0	0.1	290	120
盛岡地区合同庁舎	冷温水発生機 (東芝)	26.5	152.1	(91.3)	2	1,978	(1,187)	250	H9.8.1	0.75×0.6	1.0×0.8×42.2	0.08	31.7	120
花巻地区合同庁舎	SV-6504A-H (昭和鉄工)	14.6	83.3	(75.0)	1	1,110	(999)	250	H15.10.30	0.395	0.4×15.0	0.15	25.3	120
北上地区合同庁舎	KFL-630AH (タクマ)	13.5	78.9	(55.3)	2	1,001	(701)	200	H16.10.30	0.5	0.55×0.5×12.8	0.1	464	72
奥州地区合同庁舎	KFL-800AH (タクマ)	13.5	102.5	(71.8)	1	1,304	(913)	210	H13.10.30	0.45	0.6×0.5×17.0	0.1	316	72
奥州地区合同庁舎 分庁舎	貫流 NBO-1000M (サムソン)	9.85	69.1	(55.2)	1	740	(591)	210	H12.11.1	0.3	0.3×16.4	0.05	127.7	150
一関地区合同庁舎	冷温水発生機 (東芝)	15.6	89.5	(53.7)	1	1,142	(685)	235	H6.11.1	0.5	0.6×15.5	0.08	274.4	120
一関地区合同庁舎 千厩分庁舎	MF5-N10SA-H (前田鉄工)	14.7	105.7	(85.6)	1	1,249	(1,000)	200	R6.7.9	0.37	0.37×13.0	0.15	30.35	98
大船渡地区合同庁舎	冷温水発生機 (矢崎)	18.6	69.5	()	2	988	()	200	R5.3.27	0.6	0.7×9.0	0.001	240以下	100(80)
遠野地区合同庁舎	セクショナル (昭和鉄工)	17.3	105.7	(95.1)	1	1,408	(1,267)	210	H11.11.1	0.4	0.55×12.0	0.1	470	120
釜石地区合同庁舎	冷温水発生機 (東芝)	12	105.4	(63.2)	1	1,361	(817)	235	H7.8.1		0.63×20.0	0.08	348.2	120
宮古地区合同庁舎	冷温水発生機 (日立)	11.13	84.4	(50.7)	1	958	(575)	250	H6.11.1	0.57	0.63×14.1	0.05	291.8	135
久慈地区合同庁舎	冷温水発生機 (三菱)	15.2	69.1	(48.4)	2	846	(592)	240	H10.2.20		0.9×45.9	0.05	7.5	100(80)
二戸地区合同庁舎	冷温水発生機 (東芝)	9.9	51.0	(30.6)	2	566	(340)	235	H15.7.9	0.55	0.816×31.7	0	3	100

【別表3】<ばい煙量測定項目と実施時期>

庁舎名	ばい煙発生施設	伝熱面積 [㎡]	バーナ能力(最大) [kg/h]	冷房時実施			暖房時実施		
				ばいじん濃度	窒素酸化物濃度	硫黄酸化物量・濃度(計算値)	ばいじん濃度	窒素酸化物濃度	硫黄酸化物量・濃度(計算値)
県庁舎	冷温水発生機(三菱重工)	38	338.6	○	○	○	○	○	○
	冷温水発生機(三菱重工)	38	338.6	○	○	○	○	○	○
盛岡地区合同庁舎	冷温水発生機(東芝)	26.5	152.1	○	○	○	○	○	○
	冷温水発生機(東芝)	26.5	152.1	○	○	○	○	○	○
花巻地区合同庁舎	SV-6504A-H(昭和鉄工)	14.6	83.3				○	○	○
北上地区合同庁舎	KFL-630AH(タクマ)	13.5	78.9				○	○	○
	KFL-630AH(タクマ)	13.5	78.9				○	○	○
奥州地区合同庁舎	KFL-800AH(タクマ)	13.5	102.5				○	○	○
奥州地区合同庁舎分庁舎	貫流 NBO-1000M(サムソン)	9.85	69.1						○
一関地区合同庁舎	冷温水発生機(東芝)	15.6	89.5	○	○	○	○	○	○
一関地区合同庁舎千厩分庁舎	セクショナル(前田鉄工)	14.7	105.7				○	○	○
大船渡地区合同庁舎	冷温水発生機(矢崎)	18.6	69.5	○	○	○	○	○	○
	冷温水発生機(矢崎)	18.6	69.5	○	○	○	○	○	○
遠野地区合同庁舎	セクショナル(昭和鉄工)	17.3	105.7				○	○	○
釜石地区合同庁舎	冷温水発生機(東芝)	12	105.4	○	○	○	○	○	○
宮古地区合同庁舎	冷温水発生機(日立)	11.13	84.4	○	○	○	○	○	○
久慈地区合同庁舎	冷温水発生機(三菱)	15.2	69.1	○	○	○	○	○	○
	冷温水発生機(三菱)	15.2	69.1	○	○	○	○	○	○
二戸地区合同庁舎	冷温水発生機(東芝)	9.9	51.0			○			○
	冷温水発生機(東芝)	9.9	51.0			○			○

※黄色欄は、小型ボイラー(伝熱面積10㎡未満かつ、燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上の施設)を示し、軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油)を専焼させるものについては、ばいじん濃度及び窒素酸化物の排出基準は適用しないため、硫黄酸化物量・濃度のみ実施する。
 ※青色欄は、冷房時ボイラーを使用しないため、暖房時のみ測定を実施する。